

# 特別徴収切替届出（依頼）書の記載方法

従業員（納税義務者）がご自分で納付している個人市・府民税額（普通徴収税額）について、毎月の給与から差し引く特別徴収に切り替える場合に、必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

## 《記載例》

### ①提出日 欄

提出年月日を記入してください。

### ②特別徴収義務者 欄

特別徴収義務者（給与支払者）の郵便番号、所在地（住所）および名称（氏名）を記入してください。

### ③特別徴収義務者指定番号 欄

特別徴収税額決定（変更）通知書に印字されている番号を記入してください。

### ④法人番号 欄

特別徴収義務者（給与支払者）の法人番号を記入してください。  
 なお、個人事業主の方の場合、個人番号の記入は不要です。

### ⑤連絡先 欄

この届出に関して、問い合わせ等を行う場合の担当の方の連絡先を記入してください。

### ⑥給与所得者 欄

特別徴収に切り替える納税者（従業員等）の氏名・住所・生年月日を記入してください。

### ⑦年税額 欄

納税者（従業員等）の納税通知書に記載の「年税額」欄の金額を記入してください。

### ⑧納付済額・納付済期 欄

普通徴収による納付済の税額とその期別（第何期分まで）を記入してください。

特別徴収切替届出（依頼）書													
大阪市長 あて										令和 <input type="text" value="〇"/> 年 <input type="text" value="6"/> 月 <input type="text" value="8"/> 日			
特別徴収義務者（給与支払者）													
郵便番号				5 3 0 - × × × ×				特別徴収義務者指定番号				200000	
所在地（住所）				大阪市北区中之島1-3-20									
フリガナ												〇〇ショウジカフシケガイシャ	
名称（氏名）				〇〇商事 株式会社									
法人番号（個人番号は記載不要）												1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
連絡先		所属		人事給与係		氏名		淀川 一郎		電話		06-6123-XXXX	
<b>【注意】</b> 納期を経過した普通徴収税額を特別徴収に切り替えることはできませんので、納税義務者ご本人様より納付してください。切り替え対象となる普通徴収税額各納期について、納期限を過ぎて本届出（依頼）書をご提出いただいた場合、その納期切り替えせず、その翌期分から切り替えいたします。 【普通徴収税額の納期限】 第1期:6月30日 第2期:8月31日 第3期:10月31日 第4期:1月31日（いずれも土・日・祝休日の場合はその翌日）													
フリガナ				ミヤコジマ ジロウ				生年月日					
氏名		都島 二郎				元号		年		月		日	
						2:大正		4		2		1 1	
						3:昭和							
						4:平成							
郵便番号				5 3 4 - × × × ×									
住所（1月1日）				大阪市都島区中野町2-16-10									
年税額				40000				円		納付済期		2 期分（月随時分）まで納付済	
納付済額				20000				円					
台帳番号										普通徴収税額の口座振替該当有無 有・無			
<b>【留意事項】</b> ○特別徴収開始月（6月を除く）は毎月10日までに届いたものは届いた月の翌月より特別徴収を開始し、11日以降に届いたものは届いた月の翌々月より特別徴収開始となります。 6月11日～7月10日（土・日・祝休日の場合は翌日）までに届いた場合…… 8月から特別徴収開始 7月11日～8月10日（土・日・祝休日の場合は翌日）までに届いた場合…… 9月から特別徴収開始 ○6月からの特別徴収開始を希望される場合は、その年の4月10日までに本届出（依頼）書をご提出ください。 4月11日以降に届出（依頼）書が届いた場合には、7月以降に特別徴収が開始されますのでご注意ください。 4月10日（土・日・祝休日の場合は翌日）までに届いた場合…… 6月から特別徴収開始 4月11日～6月10日（土・日・祝休日の場合は翌日）までに届いた場合…… 7月から特別徴収開始 ※下記の欄には記入しないでください。													
本市処理欄		納付書(1・2・3・4期・全・随)無   通知書 有・無   領収書 有・無											
		切替入力 可・不可   月 円、月 円											
		処理不可 全納・別特・課資無・宛無・他市・新年度のみ											

## 【注意事項】

- 納期の経過した普通徴収税額は、特別徴収に切り替えることはできませんので、ご注意ください。
- 切替え対象となる普通徴収税額各納期について、納期限を過ぎて届出書を提出いただいた場合、その納期分は切替えせず、その翌期分から切替えいたします。（例：7月15日にご提出された場合、普通徴収税額の第1期の納期限を過ぎていたため、翌期の第2期分から切替えいたします。）
- 届出書は、特別徴収の開始希望月の前月10日までに提出していただく必要があります。また、年度当初6月からの特別徴収を希望される場合は、4月10日までに提出していただく必要があります。
- すでに他の特別徴収義務者（給与支払者）において特別徴収されている納税者（従業員等）は切り替えできません。